

平成30年度 随意契約の公表(政策企画部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月1日から平成30年9月30日までの随意契約

【政策企画部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	八尾市シティプロモーション等推進支援業務	平成30年4月1日	日本旅行ビジネスソリューションズ株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号 大阪駅前第4ビル12階	3,499,200円 (総務部市政情報課分含む)	当該業務は、昨年度の「八尾市シティプロモーション等推進支援業務」の受託者であり、本業務との連続性・関連性が高いことから、今年度改めて一般競争入札に付すことは不利となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当) 【年間執行予定額】 政策推進課: 3,002,400円、総務部市政情報課: 496,800円
政策推進課 (公共施設マネジメント推進室)	BIMMS(保全マネジメントシステム)に係る契約	平成30年4月1日	一般財団法人 建築保全センター	東京都中央区新川一丁目24番8号	単価契約 (年間見込額) 1,454,760円	本システムについては、国土交通省及び都道府県及び政令指定都市で構成される全国営繕主管課長会議の要請を受け当該事業者が開発したシステムであり、国土交通省をはじめとする多くの官公庁で導入されている。国の方向性等を踏まえ、本市の施設保全に係る情報管理を行うためには本システムの導入が不可欠であり、システム開発者である当該事業者以外に提供できる事業者が見込めないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課 (公共施設マネジメント推進室)	八尾市文化会館のあり方検討支援等業務	平成30年7月5日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号	14,958,000円	当該業務は、大規模ホール施設の調査という業務の専門性に加え、事業成立可能性の検討等、一定程度以上の見識の有無を見極める必要があり、公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課 (女性活躍推進室)	八尾市男女共同参画センター業務の委託契約	平成30年4月1日	一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会	大阪府大阪市天王寺区上汐五丁目6番25号	4,770,360円	本業務は、男女共同参画センターの受付管理運營業務だけでなく、女性の活躍推進講座運營業務、女性相談および女性のための特設電話相談業務も含まれており、本業務に従事する者は、女性問題や男女共同参画の視点、カウンセリングのノウハウや経験を有していることなど、専門的な知識や経験等が求められている。 委託業務のうち、受付管理運營業務、女性の活躍推進講座運營業務については、他市における男女共同参画拠点施設の指定管理者として、長年にわたり指定管理業務、講座の企画運營業務を行うなど実績が豊富であることから、当該事業者は、本業務を委託するのに最も適しているため。 なお、女性相談および女性のための特設電話相談業務については、人権政策課が委託契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
総合計画策定プロジェクトチーム	八尾市第6次総合計画策定支援等業務委託契約	平成30年6月15日	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社大阪	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	11,772,000円 (人権文化ふれあい部コミュニティ政策推進課分含む)	当該業務は、市の最上位計画である総合計画の策定支援であることから、専門的知識やノウハウ、支援方法など一定以上の見識の有無を見極める必要があり、公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) 【年間執行予定額】 総合計画策定プロジェクトチーム: 10,362,600円、コミュニティ政策推進課: 1,409,400円
行政改革課	行財政情報サービス「iJAMP」の利用契約	平成30年4月1日	株式会社 時事通信社	東京都中央区銀座五丁目15番8号	648,000円	当該サービス(25ライセンス)は行財政情報を収集する上での利便性に優れており、他に同等同種のサービスを提供する主体がないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	包括外部監査契約	平成30年4月1日	中西 清	高槻市千代田町14番8号	12,245,000円	外部監査人の選定については地方自治法第252条の36第1項で、「あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。」と規定されている。また、「市の外部監査をするにふさわしい適任者」を選定することが重要であり、通常の競争入札にはなじまないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課 (情報システム室)	大阪版自治体情報セキュリティクラウド利用契約	平成30年4月1日	株式会社ケイ・オプティコム	大阪市中央区城見二丁目1番5号	7,384,608円	当該サービスについては、大阪府が構築、導入したものを府下市町村が利用する形となっており、大阪府において総合評価落札方式により業者決定の上、本市が参加意向を行っていることから、当該サービスを利用するにあたり構築及び運用業者である株式会社ケイ・オプティコム以外とは契約できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	番号連携サーバ運用保守業務委託契約	平成30年4月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	9,239,700円	番号連携サーバは、中間サーバと各業務システムとの間でデータ連携を行うための様々な変換、調整を行っており、そのためのパッケージソフトウェアについては、構築業者である富士通株式会社が開発し、導入しているものであることから、運用保守についても開発業者である同社以外には対応できないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	財務会計システム保守業務委託契約	平成30年4月1日	ジャパンシステム株式会社	東京都渋谷区代々木一丁目22番1号	2,754,000円	当該保守業務については、機器の導入及び過去5年の保守も含めてジャパンシステム株式会社が受託しており、現況を熟知し保守及び障害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能なのは当該業者のみであるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	セキュリティ対策ソフトウェア保守業務委託契約	平成30年4月1日	扶桑電通株式会社関西支店	大阪市北区堂島浜二丁目1番9号	816,480円	本システムは、契約相手方によりカスタマイズされたシステムであり、保守が可能な唯一の業者であり、当該事業者と契約することが、本市にとって最も適切であると認められるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	高速インターネットサービス利用契約	平成30年4月1日	株式会社ケイ・オプティコム	大阪市中央区城見二丁目1番5号	1,529,280円	昨年度までのインターネット回線提供業者であり、当該サービスを変更することは、インターネットへの出口に割り当てられるグローバルIPアドレスを変更することに繋がり、現行のシステムにおいて疎通が一時停止など既存環境に大きく影響を及ぼすため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課 (情報システム室)	高速プリンタ等一式の賃貸借契約	平成30年4月1日	株式会社JECC	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	10,944,720円	本契約の対象機器である高速プリンタは、平成25年度に導入し、コンビニ収納用納入通知書等の様々な帳票出力に利用している。各帳票の出力にあたっては、本プリンタにおける帳票出力・バーコード読み取りテストなど多数のテスト工程を経ていることから、早期に機器を入れ替えることは、それらに対応する帳票の調整やテスト等を改めて行う必要があり、また印字ズレ等による誤出力のリスクも伴うため、現行機種種の契約相手方である当該事業者と契約することが本市にとって最も有利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	住民基本台帳関係システム(共通基盤関連ソフトウェア)運用保守業務委託契約	平成30年4月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	1,097,712円	保守対象のソフトウェアは契約相手方が作成したパッケージソフトウェアであり、障害対応やメンテナンスはソフトウェア内部の情報を知る契約相手方にしかできないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	自治体情報セキュリティ強化対策機器等一式保守業務委託契約	平成30年4月1日	扶桑電通株式会社関西支店	大阪市北区堂島浜二丁目1番9号	7,412,752円	当該機器等一式については、平成28年度において一般競争入札により落札した扶桑電通株式会社と導入委託契約を締結しており、設計、構築、設定等全て実施していることから、保守についても現環境を熟知している当社に委託することが最も適切であると認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	i-Filterサーバ保守業務委託契約	平成30年4月1日	扶桑電通株式会社関西支店	大阪市北区堂島浜二丁目1番9号	1,749,600円	障害発生時等には機器の構成や設定を熟知している現サーバの導入保守業者以外では対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	静脈認証システム保守業務委託契約	平成30年4月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	2,284,068円	当該システムは本契約相手方が開発したパッケージシステムであり、ソフトを含めた全体の保守は開発業者でないと行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	子育てワンストップサービスに関するLGWAN-ASP接続サービス利用申し込み及びサービス利用契約	平成30年4月1日	株式会社両備システムズ	岡山市南区豊成二丁目7番16号	635,040円	本市の子育てワンストップサービスの提供事業者であり、新たな通信回線の整備や既存システムの改修を行うことなくサービスを利用することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課 (情報システム室)	平成30年度番号制度対応業務委託契約	平成29年6月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	5,434,560円	番号連携サーバは、中間サーバと各業務システムとの間でデータ連携を行うための様々な変換、調整を行っており、そのためのパッケージソフトウェアについては、構築業者である富士通株式会社が開発し、導入しているものであることから、運用保守についても開発業者である同社以外には対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	竹濑コミュニティセンター移転に伴う光ケーブル配線移設業務委託契約	平成30年6月20日	株式会社ケイ・オプティコム	大阪市中央区城見二丁目1番5号	847,800円	当該回線は本市が専用線として利用するために賃借している光ケーブルを移設させる作業であり、当該回線の所有者である契約相手方が業務可能な唯一の業者であるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	八尾市国民健康保険関係システム(国民年金システム)運用保守業務委託契約	平成30年7月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	5,054,400円	機器やソフトウェアの導入及び保守を含めて契約相手方が受託しており、ソフトウェアの仕様を熟知し、保守および障害発生時に迅速かつ円滑な対応が可能なのは当該業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)